組合会議員及び役員に対する旅費及び報酬補償規程

（目　的）

第１条　この規程は、組合会議員及び役員に対して支給する旅費及び報酬補償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（命令及び報告）

第２条　出張を命ぜられた組合会議員及び役員（以下「役員等」という。）は、出張伺（様式１）に必要事項を記載し、理事長の承認を受けなければならない。

２　出張者は、帰着後速やかにその概要を復命書（様式２）により報告しなければならない。但し、軽微なものは口頭によることができる。

３　役員等が母体法人の所属事業所に在籍しており、且つ当該事業所において前２項の手続きを行った場合は、組合会への手続きを省略できるものとする。但し、その写しを組合事務局に提出するものとする。

（旅費の種類）

第３条　旅費は、出張旅費のみとする。

（旅費の計算）

第４条　旅費は、順路（最も経済的な通常の経路及び方法）により計算する。但し、業務の都合により特に命ぜられた場合又は不可抗力によりその経路により難しい場合は、実際に通過した経路及び方法による。

（旅費の概算払・精算）

第５条　出張者は、当該旅行に必要な旅費の概算払を受けることができる。

２　出張者は、帰着後速やかに旅費の精算をしなければならない。

（特　例）

第６条　特別な場合において、この規程で処理できないときは、その都度、理事長又は常務理事が決定する。

（出張旅費の区分）

第７条　出張旅費は、交通費、日当及び宿泊料の３区分とし、次の区分により別表１記載の金額を上限として支給する。

一　交通費は、鉄道賃、航空賃、船便及び車賃（高速道路使用料・フェリー料金を含む）とし、順路により支給する。尚、航空機による出張は、必要に応じ承認を得て利用することができるものとし、エコノミークラスの利用とする。但し、次に掲げる各号の一に該当する役員等は、ビジネスクラス級（又はプレミアムエコノミークラス級）を利用することができる。

ア．理事長

イ．70歳以上の役員等

二　前各段非該当の役員等であっても、用務の内容、旅程並びに飛行時間等を勘案し理事長が承認した場合は、前号但し書き後文を適用することがある。

三　日当は、出張から帰着までの日数に応じ支給する。但し、往復旅行日が休日（公休日等）にわたる場合は、当該日について、日当の５割相当額を支給する。

四　宿泊料は、宿泊夜数に応じて支給する。但し、次の場合は宿泊料を支給しない。

ア．研修会等の会費に含まれている場合

イ．招待旅費等による賄付（先方負担）の場合

２　業務の都合により、上司随行を命ずる場合は、交通費及び宿泊料について、上級者に準じて支給することができる。

３　院外者と同行して出張するとき、この規程で支弁できないときは、実費を支給することがある。

（打切旅費）

第８条　長期にわたる出張等、特別な場合は次により打切旅費を支給する。

一　５日以上にわたる長期出張については、５日目から別表１に規定する日当の80％を支給する

二　主催者から宿泊料を指定された場合は、その実費を支給する

（日帰出張）

第９条　日帰出張とは、原則として出発の当日帰着する、宿泊を要しない出張をいう。

２　日帰出張は、組合事務局から半径50㎞以内（関連施設での研修、勉強会及び定例の会議の参加においては同75㎞以内）を近出張とし、それを超えるものを遠出張として区分する。

３　前項に規定する近出張は、原則、宿泊料及び日当を支給しない。但し、その出張が正午にわたった場合は、別表１に記載するＡ日当を支給する。但し、出張先等で食事の提供があった場合は、これを支給しない。

４　第２項に規定する遠出張は、片道の所要時間が１時間以上であり、且つ出発が午前６時以前又は帰着が午後７時以降の場合に限りＢ日当を支給する。尚、前文の適用のないときは、前項の規定を準用する。

（宿泊出張）

第10条　前条に係わらず、宿泊を要する出張を宿泊出張とし、第７条に規定する区分によりＢ日当及び宿泊料を支給する。

（出張中の傷病による滞在）

第11条　出張中に傷病又は不慮の災害のため、止むを得ず命令期間を超過して滞在したときは、医師の診断書又は事実証明書により所定の旅費を支給することができる。但し、本人の故意又は過失による場合は支給しない。

（旅費の精算）

第12条　出張が終了した日から３日以内に常務理事決裁により、旅費の精算を行わなければならない。

（報酬補償）

第13条　役員等としての職務を行うため、平常の業務に対する報酬を受けられない場合には、その受けることのできなかった報酬額を補償する。

（その他）

第14条　旅費の計算、旅費の清算等この規程に定めのない事項は職員旅費支給規程を準用する。

附　　則

（施行期日）

第１条　この規程は、平成28年４月１日から施行する。

別　表（１）

区　　分	Ａ日当	Ｂ日当	宿泊料	鉄道・船賃	車・航空賃
理事長	1,000	15,000	15,000	グリーン	実　費
その他役職員等	1,000	所属事業所の規定額を準用する			

（備　考）

１．鉄道賃及び船賃で、運賃等級に区分のない路線は普通料金を支給する。

２．片道 200 ㎞以上の場合は、座席指定とする。

３．車賃は、鉄道の駅から片道１㎞以上の隔地で、バス路線がない場合又は緊急を要したと理事長が認めた場合、タクシー代実費を認める。